

八王子市感染症対策関連計画推進会議開催要綱

(目的)

第1条 市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、八王子市における感染症対策に関する各種計画を総合的な見地から検討することを目的として、八王子市感染症対策関連計画推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

(各種計画)

第2条 感染症対策に関する各種計画とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 八王子市感染症予防計画
- (2) 八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画
- (3) 八王子市保健所健康危機対処計画

(意見聴取)

第3条 会議は、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 各種計画の改正、総合的な推進及び定期的な評価に関すること。
- (2) 各種計画及び八王子市地域防災計画との整合性に関すること。
- (3) 感染症対策における医療・保健・福祉・教育・市民生活及び経済の安定等に関すること。
- (4) その他、健康医療部健康づくり担当部長が必要と定めた事項に関すること。

(構成)

第4条 会議は、次の各号に掲げる参加者で構成される。

- (1) 市内医療機関の代表者
- (2) 関係機関、関係団体の代表者
- (3) 八王子市健康医療部長及び健康医療部健康づくり担当部長

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、令和15年（2033年）3月31日までとする。

(座長)

第6条 会議の円滑な進行のため、座長を置く。

- 2 座長は健康医療部健康づくり担当部長とし、会議の議事運営を行う。
- 3 座長が不在の場合、座長が予め指名した者が座長を務める

(会議)

第7条 会議は市が招集し開催する。

- 2 必要に応じて、会議の構成員以外の者から意見を徴することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は健康医療部健康づくり推進課及び健康医療部保健対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、健康医療部健康づくり担当部長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年（2025年）9月1日から施行する。